委員会県外視察の記録

委員会名：盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会

視察の目的	盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会　付託事件調査		
期　間	令和６年６月４日（火）～６月５日（水）	場所	別紙日程表のとおり
委員参加者	委員長　杉山　盛雄 副委員長　伊丹　雅治 副委員長　阿部　卓也 委　　員　中田　次城 委　　員　宮沢　正美 委　　員　坪内　秀樹 委　　員　鈴木　啓嗣 委　　員　伴　　卓 委　　員　小長井由雄 委　　員　山本　彰彦 委　　員　桜井　勝郎		
当局の随行者	くらし・環境部環境局盛土対策課長　　岩本　仁志 交通基盤部建設経済局技術調査課長　　森西　洋之		
視察の概要	詳細は、別添「視察の概要」のとおり。 【視察先】 １　千葉県庁（千葉県千葉市中央区） ２　一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会（東京都千代田区有楽町） ３　埼玉県庁（埼玉県さいたま市浦和区）		

視 察 の 概 要

6月４日（火）

●千葉県庁　（千葉県千葉市）　13:30 ～ 15:00

〈応対者〉
県土整備部県土整備政策課　副課長　西潟敬幸
環境生活部ヤード・残土対策課　班長　衣川佑一
環境生活部ヤード・残土対策課　班長　平野俊幸
農林水産部森林課林地対策室　主幹兼室長　木村真琴

１　概　要

（１）盛土による災害防止に向けた総点検の結果

令和３年７月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から示された盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づき、国や市町村と連携を図り、盛土等の総点検を実施した。点検の方法は、市町村への届出・申請や国土地理院の地図での変化、住民からの通報等による。

①総点検対象箇所数 2,898 箇所のうち、②土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設への影響が考えられる盛土５箇所、③許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土 146 箇所、④手続き内容と現地の状況に相違があった盛土 170 箇所、⑤必要な災害防止措置が確認できなかった盛土 31 箇所、⑥廃棄物の投棄等が確認された盛土６箇所、②～⑥のいずれかに該当する盛土が計 329 箇所であった。

土砂災害警戒区域隣接や地滑り地帯等の重点エリア、重点箇所にあたるものが 24 箇所/329 箇所あり、24 箇所のうち、②土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設への影響が考えられる盛土２箇所については、いずれも法令等に違反している箇所であることから行政処分を行い、問題は解決している。

千葉県では、東京都や埼玉県から土が持ち込まれ、盛られることがある。実際にそういった現場を目の当たりにしたが、強制的に排除できないもどかしさを感じている。

（２）残土条例・再生土条例

令和５年度の組織の見直しに当たり、金属スクラップヤード等を規制する新たな条例の制定・施行に向けた体制整備を図るとともに、残土・再生土の是正対策を強化するため、「ヤード・残土対策課」が新設された。金属スクラップヤード等の規制とは、金属くず、プラくず等の再生資源をヤードという囲いの中で保管している業者に対し、金属くず、プラくず等の中のリチウムイオン電池等から発火して火災となる事象が発生していたため、そういったものを規制するための条例を制定し、令和６年４月から規制を開始している。「ヤード・残土対策課」は、自動車ヤード対策班、金属スクラップヤード対策班、残土・再生土対策班に加え、監視指導班という体制となってる。

建設工事現場等から出る建設発生土等（標準仕様のダンプトラックに山積みし、

上を人が歩けるもの）は、残土条例にて平成10年から規制を開始し、土砂等を埋め立てる行為を許可制としている。また、建設工事現場等から発生する建設汚泥やコンクリートガラなどは産業廃棄物となるため、廃棄物処理法になるが、中間処理の際に、建設汚泥の脱水やコンクリートガラの破砕などを行い、埋立資材として製品化したものは再生土となり、再生土の埋立てについては再生土条例での届出制となっている。

残土条例は県民の生活環境を保全することを目的しているが、盛土規制法は公共の福祉に寄与することを目的としているところ、また、土壌の汚染に対する規定がないのが大きく異なる点となる。災害の防止については、残土条例も盛土規制法も同じような規定をしているが、盛土規制法の規制区域が決まり、盛土規制法の許可を要する行為については、残土条例については適用除外とする形の規則改正を令和５年５月に行なった。また、盛土規制法では、崖崩れ又は土砂の流出を災害と定義しているが、残土条例では災害の定義は規定していないところも異なる点となる。

千葉県の条例の体系としては、環境基本条例、環境保全条例があって、残土条例、再生土条例がある。千葉県の場合は、残土条例、再生土条例はあくまでも環境行政に関する条例と位置付けており、盛土規制法が制定されてもこの体系は変わることはないと考えている。千葉県環境保全条例でも、「生活環境の保全等」とうたってはいるが、残土条例でも県民の生活環境の保全を目的としていることから、盛土規制法よりも残土条例がより守備範囲が広い、と考えている。盛土規制法では、「公共の福祉」は道路や学校等の公共性のあるものが主な対象になるが、残土条例では、公共性だけではなく、生活に密接に関係のある財産である普通の住宅や田んぼの農作物といったものも保護対象と考えている。

崩落防止措置として、残土条例では、3,000 ㎡以上の土砂等の埋立行為を許可制、再生土条例では、500 ㎡以上の埋立行為を届出制としている。ただし、市町村独自の条例を制定している場合、県条例は適用しない。環境影響防止措置としては、残土条例では、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止、残土条例では、水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が基準適合している必要があり、行政指導指針により、土壌の安全基準に適合していることを確認している。

静岡県条例と比較すると、・許可面積（静岡県）1,000 ㎡以上（千葉県）3,000 ㎡以上、・住民説明（静岡県）条例で規定（千葉県）指導指針で規定、文書配布も可、・土砂等禁止区域（静岡県）規定有り（千葉県）規定なし、・罰則（静岡県）最大懲役２年以下（千葉県）最大懲役１年以下、と、静岡県は厳しく規定されている。

県内の不適切盛土として、違法な埋立てを行い、排水設備を作らなかったことで、元々田んぼだった箇所が水で埋まってしまい、住宅のすぐそばまで水が上がっているという事例があった。こういった事例の場合、盛土規制法では、対象が「崖崩れ又は土砂の流出による災害」となっているため、盛土規制法での対応は悩ましいところだが、残土条例に基づく行政代執行とし、排水路を設置した。

残土条例の許可実績は、平成10年度～平成28年度で1,056件、平成29年度23件、平成30年度18件、…令和４年度11件、令和５年度７件と減少傾向にあるが、大きな要素としては独自の条例を規定する市町村が増えたことが考えられる。

（３）残土・再生土の是正対策

衛星画像を活用した不適正埋立ての監視業務を令和６年度新規事業として開始（予算額 30,000 千円)、現在、一部の地域で試行している。千葉県では、許可事業場の監視を行っているが、抑止効果を最大化するため、監視エリアは非公表としている。

また、条例担当のヤード・残土対策課が環境生活部ということで行政職が中心であるため、「土砂災害防止アドバイザー」を会計年度任用職員として採用し、職員の土木的知見不足を補っている（週１回勤務)。

令和２年 10 月からは、デジタルツールの活用ということで、ドローンを用いて許可事業場において、土砂等の搬入前に現地状況を確認している。

（４）不適切な盛土への対応

搬入土量の超過や高積み、法面勾配等の構造不適合など、許可内容と異なる盛土や、そもそも許可を得ずに無秩序に搬入する無許可盛土等の不適切盛土のうち、監視指導班では無許可盛土に対応している。無許可盛土に対しては、早期発見、早期対応が必要であり、市町村との情報共有が大事。県内全域が対象となるため、パトロールという対応は現実的ではない。

情報の覚知は、地域住民や相談・通報、土地所有者からの相談・通報、市町村や県出先機関からの情報、大きく分けてこの３つとなる。届いた無許可盛土の情報に対し、調査と是正指導を並行して行う。調査としては、行為者や搬入物が何か（残土、改良土、再生土、汚泥（廃棄物）等は発生元をつきとめない特定できない)、搬入物の性状性質や数量等を調査する。また、埋立ての面積や崩落等の周辺への影響の有無、被害対象の状況などを特定する。違法性の周知については、口頭での指導はなかったものと同じであるため、文書での指導とするよう市町村には指導している。市町村、警察、運輸局と連携して対応している。

課題としては、搬入されてしまった土砂は、ほぼ片付くことがないという認識で、早期発見、早期対応で、市町村と密に連携して対応する。体制の整っていない市町村を狙って何度も無許可盛土がされるので、県条例を適用除外としている市町村であっても、そういった市町村へのサポートは手厚く対応していく。制度全体の課題としては、埋立事業者への許可を求めているが、土砂の排出元等への義務付けはしていないため、埋立事業者が違法行為を前提として、わかりきった上で行ってくる場合には、抑止力として実効性を担保しきれていない。

（５）林地開発許可地における行政代執行の実施

森林法林地開発許可地内、君津市盛土条例許可地内での不適切盛土に対する行政代執行を行った事例。許可計画になく、かつ、千葉県林地開発許可審査基準に適合していない高盛土の造成がされていた。復旧の指導を行っていたが、行為者が従わないため、森林法第 10 条の３の規定による復旧命令を令和４年５月に発出した。

人家への被害を未然に防止するため、盛土の一部を事業区域内の安全な箇所へ移動する等の是正工事を行政代執行により実施。令和５年 10 月着工し、令和６年３月

に終了した。熱海土石流災害後に新たに創設された国の交付金、農山漁村地域整備交付金盛土緊急対策事業（補助率１／２、地方負担分の 50%を特別交付税措置）を活用した。盛土の法切、土砂の場内移動をし、人家から離れた平場に一時堆積しているため、この盛土を業者に片付けさるということが課題として残っている。

２　質　疑

Ｑ：千葉県の残土条例、再生土条例が環境に軸足を置いているように感じたが、環境面で何かあってのことなのか。

Ａ：平成９年に制定されたため詳しくは不明だが、土砂持ち込みによる土壌汚染や、盛土付近での稲枯れ、植生被害があったようだ。廃棄物の持ち込み等も多く、そういったことを契機に環境行政に力を入れている表れだと考える。土砂の安全基準については、環境省の基準を準用している。

Ｑ：県残土条例、県内市町村の残土条例の制定状況は。また、地域の実情を知る市町村が主体となり条例を制定し、カバーできない部分を県の条例で補う、県条例は大枠で、各市町村で細かくみていきなさい、という理解で良いか。

Ａ：県内では市川市で残土条例が作られたのが先。いくつかの市町で条例が作られた後、県全域をカバーする県条例が作られた。県条例が適用されていないところは各市町村の条例が適用され、県条例が適用されているところでも、千葉県の条例が 3,000㎡以上なので、それ以下の㎡数で市町村独自の条例を適用しているところもある。今現在、県内 54 市町村で、残土条例を持たないのは２市。ご質問のとおりの考え方で理解いただいて問題ない。

Ｑ：盛土規制法、残土条例の目的の違いから、別物という認識でよいか。また、盛土規制法に伴う条例の制定は。

Ａ：環境の保全の有無があるので、目的は別の物という理解で良い。残土条例をどうするのか、また、盛土規制法施行の上乗せ条例についても、制定するかどうかについても含め、現在検討中。

Ｑ：総点検対象箇所数のうち、土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設への影響が考えられる盛土５箇所の土砂の土壌汚染の調査はあったのか。

Ａ：調査はしてない。残土条例に関しては、許可事業所では発生元証明ということで土質分析がされる。今回の５箇所は県の残土条例許可事業所ではなく、市の残土条例許可事業所となる。そういった部分で、安全性の確認が十分出来ているかと言われると難しい。

Ｑ：市町村独自条例の市町村を適用除外とすることで、問題等になっている点は。

Ａ：特に問題になっていることはない。

Q：再生土条例を届出制にしているが、何か課題になっている点は。
A：自家処理施設にて資機材として再利用しており、建設資材としてして流通していることを重くみて、許可制ではなく、届出制としている。環境保全の取り組みとしてやっているため、廃棄物由来ということで、環境に与える影響を考え、届出制ではあるが許可制並みに審査をしている。

Q：悪質な不適切盛土業者への有効な対応策は。
A：千葉県では、古くから大規模不法投棄や悪質業者への対応をしてきており、そのノウハウが生きている。行政は何年か毎に担当が異動するため、ノウハウが継承されないという課題がある。専門性のある人材を育てて、ノウハウを継承し、対応力のある組織を形成していく必要がある、そういったところを意識している。

Q：市町村に対する指導、協働はどのようにされてきたか。
A：県より厳しい市町村条例が出来ると、隣の緩い市町村にターゲットが移っていくという事情があり、乗り遅れる市町村があるとそこがターゲットになる、と考える背景があったので、市町村の独自条例が作られ、適用除外の市町村が増えたと考えている。しかしながら、規定を厳しくすると業者が来ないわけでもなく、「そんな条例、規定は知らない」と違法とわかっていながら来てしまう業者もあり、そうなった場合に市町村に対応力がなく、県が支援、サポートすることになる。市町村で厳しくはしても、なかなか単純にはいかない。

Q：県条例にはない、周辺住民への同意や事前周知、環境の保全の面は、市町村条例でカバーしているという理解で良いか。
A：同意等に関しては、県条例では説明会を開催すればよく、同意は必要としていないが、市町村条例によっては周辺住民８割の同意を必要としているところもある。環境の保全に関しても、市町村条例によって搬入時の土質調査を求めているところもあれば、県外からの搬入を禁止しているところもある。市町村からの申し出により適用除外としているため、市町村の判断となる。

Q：残土条例と再生土条例の２本立てとしていることのメリット、デメリットは。
A：残土条例は許可制、再生土条例は届出制としているため２本立てとしている。デメリットとしては、不適切行為があった場合に、残土なのか再生土なのか明確ではなく、どちらの条例に適用させるかがはっきりしない。発生元を確定しなければならないことが課題となっている。

Q：県として、ストックヤードや一時仮置場をどう考えているか。
A：一時期、公共事業をメインとしたストックヤードを運用していたが、維持管理が大変となったことと利用者がなくなったことで廃止した。設置場所まで距離があり、あまり利用されなかった。今現在のところ、利根川や江戸川の堤防強化や京葉道の工事、空港の拡張工事等、土が余る、というよりも、土が必要、という状況にある。

今後はどうなっていくかわからない。

Q：「ヤード・残土対策課」設置の背景は。
A：金属スクラップに対する規制がスタート。金属スクラップは再生資源であり、廃棄物ではないという考えがあったが規制する条例がない、ということから組織を立ち上げた。また、自動車ヤード条例があり、自動車のエンジンや部品からの油の流出による環境への影響や、自動車の盗難が多く、自動車ヤード内で盗難車を解体し、空港や港から輸出するということもあり、千葉県ではヤードの規制を強化している。

6月5日（水）

●一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会　（東京都千代田区神田）

10:00 ～ 11:30

〈応対者〉
理事長　赤坂泰子
専務理事　髙野　昇
常務理事　小重忠司
品質・技術部会長　吉光成寛

1　概　要

（1）全国建設発生土リサイクル協会（JASRA）設立経緯と組織概要

2021年に設立し、建設発生土のリサイクルと有効利用、利用の活用性をＰＲしながら活動している。建設発生土のリサイクルの一番の問題は、リサイクルした土を使ってもらえないこと。残土をリサイクルしても、行政では使ってもらえないとう現状があり、それぞれで活動していた、宮城、千葉、広島等の各団体が団結して、活動していこうと設立に至る。この団体の一番の特徴は、工事発注者ではなく、土を手にしている側の団体であること。

2021年４月に設立、2021年６月に発足式、2021年７月に熱海の土石流災害が発生した。国土交通省（担当：公共事業企画調整課）の全面的なバックアップをいただき、活動している。「質」を重視した魅力ある建設発生土リサイクル業界を目指し、20事業を計画し、2050年までの30年間のJASRA長期ビジョンを掲げている。ストックヤード業、土改良プラント業を、業として確立したいと考えている。設立時の重点事業であった、「登録土質改良基幹技能者（仮称）」制度の創設・運営や建設発生土土質改良プラント、ストックヤード第三者認証制度創設については、すでに提案済み。また、都道府県等が公開する情報や国交省の情報から、土質改良プラント、ストックヤード、建設発生土受入地の情報共有システムの整備や、その情報共有システムを活用した都道府県単位の建設発生土利用調整の仕組みを整備したいと取り組んでいる。また、建設発生土に関する研究を行う若手研究者の育成や建設発生土リサイクル講習会等を行っている。

（２）近年の建設発生土等の状況、適正な処理方法や有効活用策

国交省の平成 30 年度の「建設副産物実態調査結果」をみると、場外搬出されるのが 1 億 3,000 万㎥、土砂利用量が 6,500 万㎥、このアンバランスが究極的な課題だと考えている。場外搬出される 1 億 3,000 万㎥のうち、土質改良されるものはわずか３％程度であり、44％（5,873 万㎥）は内陸受入地、いわゆる、残土処分されている。その一方で、2,506 万㎥は新材が利用されている。公共工事では、有効利用につながらない残土の搬出や新材の利用を原則禁止し、内陸部工事や海面事業等の工事間利用や、砂利採取跡地等の復旧事業や工事予定地での準有効利用等、官民一体となった有効利用の徹底が出来るのが理想だと考えてる。平成 30 年度の調査結果をみると、単純に、（工事間利用量＋準有効利用量＋受入地搬出量）と（新材購入量）とを比較し、新材購入ゼロとすることは可能だと考えている。

また、令和２年に JASRA が実施した建設発生土リサイクル事業者へのアンケートによると、土質改良プラントでは原料土受入量の 25％しか改良土として出荷されていない、ストックヤードでは受入量の 64％しか出荷されていない、という結果であった。これは、土質改良土プラントやストックヤードが残土処分場になっているのではないかと問題視している。

建設発生土リサイクル徹底に向け、現状、工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として 50 ㎞圏内の建設工事現場に搬出することになっているが、その際に、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録のあるストックヤードや土質改良プラントを優先するとともに、建設発生土搬出工事が土砂を調達する場合は、建設発生土を搬出した土質改良プラントやストックヤードから土材料を調達する「セット利用」を原則とすることで、建設発生土の有効利用に繋げたいと考えている。東京都ではすでに取り入れている仕組み。土砂利用工事においても、工事発注前に、土砂搬入工事ごとに、建設発生土搬出工事と利用調整した上で、工事発注の際には、土砂の調達先を指定して工事発注する「指定利用」を提案する。

（３）建設発生土等の処理に係る課題や行政に求めること等

「新材が安い、リサイクル材が高い」とうい現状があるため、リサイクル材が受け入れられない。行政からは高いので使えない、と言われる。公共工事におけるリサイクル土の有効利用を進めていくためには、県から基礎自治体である市町に働きかけをして欲しい。発注者側から、リサイクル土、建設発生土の利用を進めて欲しい。使う側が安心して使える土づくり、体制づくりを頑張っている。市町の意識が変わらなければ、なかなか難しい。国との温度差がある、地方が変わらないと何も変わらない。

（４）盛土規制法や各自治体における盛土規制の条例による規制に対する意見等

原料土の堆積や改良土の堆積については、各都道府県等の条例では対象としているところと対象外としているところがある中で、盛土規制法の中ではどのような扱いとなるのか。盛土規制法の「宅地造成等工事区域」における「土砂堆積」の許可対象面積規模を 500 ㎡超とした場合、土質改良プラントの原料土ヤードの概ね７割

が面積的に対象となるが、土質改良プラントは建設発生土有効利用のための改良土製造工場であるため対象外とすべきではないか、と協会内で意見がわかれた。最終的には、改良土製造工場であるため対象外とすべきとは考えられたが、原料土や改良土が適正に堆積されていることを国民に理解していただくためには「土石の堆積」の対象に、土質改良プラントの原料土及び改良土の堆積を含めることを国に要望した。なお、品質が担保できるものに対する軽減措置や、法施行後に適正な堆積が国民に理解された場合には自治体の認定・認証を受けたプラントは対象外とする等の条件を付した。結果的には、盛土規制法の規制の対象となっている。

盛土規制法には、生活環境保全を法制定目的とはしておらず、環境保全の規制はない。土壌汚染に関しては盛土規制法ではカバーできない。両立するという考え方から、自治体で制定する土砂条例でそのまま残すことが出来るという判断を国ではしている。土壌汚染対策法が出来た後に制定された土砂条例（盛土条例）の中で、環境基準のチェックは過剰ではないかという法律の専門家の意見も聞かれる。大阪府では令和６年から条例を廃止し、条例を廃止したことで、環境基準のチェックもなくなった、と聞いている。

（５）同席いただいた静岡県会員（事業者）の意見

熱海から処分場がなくなり、土の行き場がなくなった。残土の再利用の取組を開始した。土を作っても、持っていく場所がない。最終処分場がなく、持っていく場所がなく、再生土の需要もない。処分費が３倍に値上がりし、処分場にも規制がかかり、許可がなかなかおりない。半分は再利用、半分は残土処分で、お金を払って使ってもらっている。改良土がより普及していけばよいと感じているが、周知されていないため、出ていく先がない。公共工事の発生土を受けれる先がないので、自社の開発工事の盛土等に使っている。土の品質管理を数値的に示し、再生土の価値を訴えていく。

２　質　疑

Ｑ：建設発生土に対する、現場の声（数値）と、行政の声（数値）が乖離しているように感じるが、いかがか。

Ａ：こちらも乖離しているという声を聞くが、25 万件の官工事、民工事の声を聞き、かなり正確な数字を出しているため、統計的には正確な数字を出している。改良土、リサイクル土の利用率を調べることで、見えてくるものがあるのではないか。

Ｑ：建設発生土の広域的な利用が必要ではないか。

Ａ：都道府県を超えて土を利用する、広域利用は実際に行われている。実際に、東京湾から、船便で三重、和歌山、愛知に建設発生土が運ばれている。

Ｑ：地域ごとに最終処分場を確保する必要があるのではないか。

Ａ：工事の倍の土が発生するため、持ち込む場所を確保する必要がある。新材をなるべく使わず、公共が何らかの関与で最終処分場を確保する必要がある。神奈川県では、

県が土地を借り、財団で管理している。福井県でも、土木事務所単位で、建設業協会の運営により処分場を設置している。

Q：新材とリサイクル土の単価の差は。
A：地域ごとに違うため、一概に言えない。ストックヤードの様に流通の管理も必要。住宅建設の際に、少し盛土をして作っていたが、現在は盛土を避けての施工が多くなった。盛土が推奨されれば、土の出口ができる。リサイクル土の利用ポイント付与制度等の促進策が出来るとよいと考えてる。

Q：リサイクル土が使われるべきだと考えた時に、新材の供給先の検討が必要か。
A：東日本大震災で土が足りなくなると言われたが、最終的にはそれほど県外から土はこなかった。特に、災害が起きた時のことを考えると県単位の規制が必要だと考える。

Q：貴協会に対して、国会委員の顧問、相談役を置くことは考えなかったのか。
A：土を手にしている団体の思いを国交省に伝えよう、と活動している。顧問や相談役の国会議員の意見で自分たちの意見を曲げたりすることはしたくなかった。当面はなしで頑張ってみようと考えている。

6月5日（水）

●埼玉県庁　（埼玉県さいたま市）　14:00 ～ 15:30

〈応対者〉
環境部産業廃棄物指導課　課長　宮原正行
都市整備部都市計画課　課長　石川修
県土整備部建設管理課　課長　木村暢宏

1　概　要

（1）県内の不適切盛土の状況

県の土砂条例に上乗せする形で、市が土砂条例を制定している。熱海の土石災害を受けて国から指示のあった盛土の総点検を令和3年8月に実施した。

土砂条例による点検対象は65箇所。措置不要は16箇所（市町村条例14箇所、県条例2箇所)、何らかの措置が必要は49箇所（市町村条例42箇所、県条例7箇所）であった。その他、他部署の所管となる農地法、森林法、砂防法、都市計画法等による点検対象は405箇所あり、何らかの措置が必要は21箇所であった。

県の土砂条例による要措置7箇所については、4箇所は措置命令をかけ、1箇所については、崩落や河川を止める状況であったため代執行を行った。２箇所については告発を行った。

令和3年度の総点検の際に、何らかの措置が必要となった49箇所（市町村条例42箇所、県条例7箇所）について、令和5年度に改めて総点検を実施したところ、29箇

所（市町村条例 26 箇所、県条例３箇所）に減少していた。いずれも、人命や財産等に差し迫った危険性はないと考えている。

（２）盛土等の許可の実績

令和５年度の盛土等の許可実績は 604 件。内訳は、開発許可が 470 件、土砂条例許可が 134 件となっている。

（３）盛土等の監視・指導の実績

土砂条例に関する監視・指導については、県内の７つの環境管理事務所で実施しており、年間 700 件～850 件の監視パトロールを実施してる。県北部は、丘陵地や砂地、農村・田園地域が多く、土砂に狙われやすくなっている。また、県東部の平らな地域では、田畑が多く、休耕地が土砂に狙われやすくなっている。

（４）地域と連携した監視の強化策

県条例と県内 63 市町村条例とのすみわけは、独自条例を制定する市町が８市町、上乗せ条例を制定する市町村が 47 市町村、条例制定のない市町が８市町となっている。県条例が堆積面積 3,000 ㎡以上で規制するのに対し、150 ㎡以上（１市町村）、300 ㎡以上（５市町村）、500 ㎡以上（41 市町村）で規制する等、上乗せ条例となっている。

毎年、県及び県内全市町村と「違法な土砂堆積に係る連絡会議」を開催し、悪質な事業者の情報交換など、協力体制の構築・強化を図っている。

通報・監視等に係る強化策としては、不法投棄 110 番、不法投棄通報アプリ、民間団体との通報協定、民間委託による監視パトロールを行っている。不法投棄 110 番では、平日夜間及び土日祝日に職員が専用携帯電話により交代で対応している。もともとは、廃棄物の不法投棄について、365 日 24 時間体制で電話通報を受け付けていたものに、土砂の不法堆積情報も含めて通報いただくようになった。不法投棄通報アプリは今年度導入予定のもので、スマホアプリにより写真を撮って通報いただけるようにし、運用後は、不法投棄 110 番よる電話受付対応は同アプリに移行する。民間団体との通報協定では、県環境産業振興協会、運送会社等民間 40 団体と廃棄物の不法投棄を発見した際に情報提供していただく協定を締結しており、今後は、土砂関係も対象に含めて、広く情報提供してもらうよう協定団体に働きかけていく予定。民間委託による監視パトロールでは、監視の目が届きにくい休日や夜間に、廃棄物の不法投棄が多発する現場や土砂を不法堆積されそうな現場を、警備会社への委託による監視パトロールを実施する。

（５）建設発生土の発生状況及び処理状況

埼玉県における建設発生土の現場外搬出の考え方は、建設発生土が発生する場合は、原則として工事現場から 50㎞の範囲内で他の建設工事を調査し、用途に応じた土質や発生時期を考慮して工事間利用を行うものとしている。なお、建設発生土の搬出先を決定する優先順位は次のとおり定めている。（「建設副産物の手引き」のとおり）

（優先順位）

①他の建設工事へ搬出(工事間利用の推進)
・建設発生土情報交換システム又は公共工事土量調査による公共工事間利用
・他の公共工事発注機関に直接照会
・UCR(株式会社建設資源広域利用センター)の利用 ほか
②建設発生土受入地(工事は行っていないが土砂の受入を行っている箇所)への搬出
・都市機構等の区画整理、面的整備を行う受入地の利用
・UCR(株式会社建設資源広域利用センター)の利用
③土質改良プラントの利用
・軟弱な建設発生土のために工事間利用できない場合
④その他
・上記の方法で検索しても 50km の範囲内で見つからない場合は、有料の建設発生土受入地など

埼玉県における建設発生土の発生状況及び処理状況は、埼玉県(市町村除く)の建設発生土の発生状況及び処理状況について、過去３か年の実績、発生量、現場内利用、現場外搬出（＝有効利用＋最終処分）は表に示すとおりであるが、有効利用率（＝〔現場内利用＋有効利用〕/発生量）は令和３年度 91%、令和４年度 94%、令和５年度 88%と、建設発生土の有効利用に努めている。

（６）土砂条例における規制内容

土砂条例の規制内容については、条例第２章で排出の届出、第３章で堆積の許可、土地の汚染調査、第４章で土砂搬入禁止区域の指定、指定区域への土砂の搬入禁止、と行為者を規制する条文となっている。

土砂の排出関係では、建設工事に係る土砂の排出の届出(第６条)ということで、500㎥以上の土砂を排出する建設工事業者は、当該建設工事現場から土砂を排出する 20 日前までに届出が必要。どのような内容のものが、どこへという行先を届け出る。また、堆積した土砂(ストックヤード)の排出の届出(第７条)ということで、500㎥/月以上の堆積した土砂を排出する者は、排出計画を定め、月の初日の 10 日前までに届出が必要。

土砂の搬入禁止関係では、土砂搬入禁止区域の指定(第 28 条)ということで、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある、かつ、６月を超えない範囲内 で、当該土地を土砂の搬入を禁止する区域として知事が指定することができる。また、土砂の搬入禁止(第 29 条)とういことで、何人も、土地所有者であっても、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない、と定められている。

土砂の堆積関係では、土砂の堆積の許可(第 16 条)ということで、3,000 ㎡以上の面積の土地に土砂を堆積する者は許可が必要となっている。技術基準としては、原則、高さ２ｍ以下かつ勾配 1/2 以下（勾配 1/2=約 26.5°）で許可している。また、加えて、堆積に係る土地の汚染調査(第 26 条)ということで、６か月ごとに、土砂を堆積した土地の汚染調査を実施し、結果を届出ることとしている。

（７）盛土規制に関する課題

（土砂条例所管）

①早期発見・早期対応の充実強化

規制対象未満から堆積面積を拡大していく事例については、いつの時点で県条例の規制対象（3000 ㎡以上)になるか分かりにくく、指導するタイミングの判断、発見が難しい。が、多くの市町村において、上乗せ条例で先に規制対象となる。

②条例違反による事件化の難しさ

度重なる指導や命令に従わない場合には、告発に向け準備を進めるが、「いつ」、「誰が」、「どれだけ盛土したか」等を明確に行政側が立証しなければならない。行政指導の中でこれらを明確に把握することは困難な場合があり、「告発→逮捕」となっても、最終的には起訴に至らないケースもある。

③条例による抑止力の限界

条例では、２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金までしか罰則が設けられない。仮に、「逮捕→起訴→有罪」で罰金刑になったとしても、条例における罰則の上限は「100 万円」であり、その程度では悪質事業者に対する抑止力としては不十分である。

④土木の専門知識の必要性

基準が２ｍであるため、２ｍであれば崩れてもそれほど大きな被害ではないが、基準を超過し高く積み上げられた土砂の山や、軟弱地盤あるいは傾斜地への堆積に対しては、崩落や地滑り等の危険性についての的確な判断が求められる。担当が環境部の化学職、事務職の職員であるため、土木の専門的な知識を持つ職員を担当者として配置することが大変重要だと考えている。

（盛土規制法所管）

※盛土規制法の説明

関係部局でチームを組んで盛土規制法の対応、条例との関係等を検討中である。

２　質　疑

Ｑ：有効利用率が高い数字となっている。問題なく回っているのか。

Ａ：県関係は問題なく回ってる。市町村の数字はもらってないが、おそらく、「建設副産物の手引き」をもとに、うまく回っているものと思う。

Ｑ：500 ㎥以上の土砂の排出は届出るようになっているが、産業廃棄物のような動きを管理できる仕組みとしているのか。

Ａ：マニフェストのような管理表はなく、どの地点にどのくらい持っていくという届出となっている。

Ｑ：500 ㎥以下の届出のされないものの割合はどの程度になるか。

Ａ：把握はしていないが、土壌汚染対策法等の割合で計算してくと、１％以下とかなり少ない数字になると考えている。

Q：土砂条例で許可が必要なのは、土砂堆積のところだけという理解でよいか。
A：そのとおり。

Q：県条例よりも市町村が厳しいのか。また県条例と市町村条例の制定の順は。
A：市町村条例は面積要件を小さく定めているので、市町村条例の方が厳しいと言える。
多くの市町村条例が先にあり、県の条例が平成 15 年に制定された。

Q：厳しい市町村条例がある中で、県条例を制定した背景は。
A：市町村条例はあっても、なかなか規制が追い付かなくなってきたため、大きなものは県で指導しようという動きであった。その時期に、人命に影響はなかったが、大きな盛土の事故があったというのも契機になった。

Q：普通の不動産業者や優良な農家が少し地盤を上げたいと盛土をする。これは規制の対象になるか。
A：開発行為は対象とならない。農地の場合はかかる、農地転用と一緒に土を入れて、また農地に戻す、という手続きになる。

Q：土砂条例は、盛土を規制するのが目的でスタートした条例か。
A：大きな盛土を堆積させないことが目的でスタートした。また、廃棄物を混ぜて盛土をする業者も出てきたので、そのような盛土の規制も目的としていた。

Q：盛土のパトロールはどの程度の人数の職員で実施しているのか。法規制が開始された後、増員の予定はあるのか。
A：具体的な数字は掴んでいないが、1 事務所５人～７，８人の職員がいるので、40 人程で担当していると思う。盛土だけではなく、廃棄物も一緒にパトロールしている。
法規制後の増員は、中間検査等の要素もあるので、今後検討が必要と考える。

Q：土砂の排出関係は、届出制としているが、何か問題となったことはないか。
A：特に問題はない。

Q：土砂の搬入区域の指定は、法規制の指定と重複する部分があるか。
A：法規制が始まると、盛土規制法と重複する部分が出てくると考えている。
今後、検討が必要となる。

Q：堆積に係る土地の汚染調査の実施について、業者から厳しいという声はないか。
A：業者から厳しいとの声を聞くが、要望には至っていない。現在、土砂条例と盛土規制法とのすり合わせ中で、具体的な方針は決まっていない。

Q：隣接する県との調整内容は。
A：現在、隣接県と情報共有中で、今後、検討していく。

Q：規制の緩い市町村と厳しい市町村との間でトラブルはないのか。
A：特にトラブルはない。独自条例を持たない８市町も、連絡会議等で情報交換している。また、廃棄物業務の関係で県と市町とで兼務関係にある職員がいるため、普段からやり取りができる体制となっている。

Q：悪実業者対策でストックヤードを整備したことがあるか。
A：ない。公共工事の場合、県で必要があってストックヤードを設置することはあるが、悪質業者対策ということではない。

Q：代執行した事例の残土はおそらく汚染土と思うが、その土の処理方法は。
A：汚染土や汚泥ではなかった。通常の土砂であった。

Q：静岡県では、熱海土石流の件もあり、県全域を区域指定する予定であるが、そのあたりをどう思われるか。
A：埼玉県も方向性を検討しているところ。
個人的な見解になるが、熱海の大きな事故を受け人命、財産を守るという趣旨からそれないよう考えていかなければならない。

Q：森林法、河川法、砂防法、農地法との整理は。
A：検討中。国交省のいう「スキマのない規制」というところをどう対応していくかを考えていかなければならない。

６月４日（火）　13:30 ～ 15:00

●千葉県庁　（千葉県千葉市）

６月５日（水）　10:00 ～ 11:30

●一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会　（東京都千代田区神田）

６月５日（水）　14:00 ～ 15:30

●埼玉県庁　（埼玉県さいたま市）